

いちはら

！日頃から備えよう！ ペットの防災対策



災害時、避難が必要な時は、ペットと一緒に避難しましょう。
これを「同行避難」と言います。平常時から「同行避難」に
備え、しつけや避難用品の確保を行いましょ。

ペットのしつけと健康管理

突然の災害は動物にも大きなストレスとなります。
避難所でペットが興奮しないよう、日頃のケージト
レーニングなどのしつけが大切です。

また、避難所では感染症にかかるリスクも高くなる
ので、予防接種や寄生虫の駆除をしっかり行いま
しょう。

しつけ・健康管理チェックリスト

- 「待て」「おすわり」などの基本的なしつけが
出来ている(犬)
- ケージやキャリーバックに嫌がらず入る
- 不必要に吠えない(犬)
- トイレを決められた場所でする
- 各種ワクチン・寄生虫の駆除を行っている
- 不妊去勢手術を行っている

防災用品の準備

避難所にペット専用の備蓄食料や薬はありません。
ペットの防災用品を準備しておきましょう。

防災用品チェックリスト

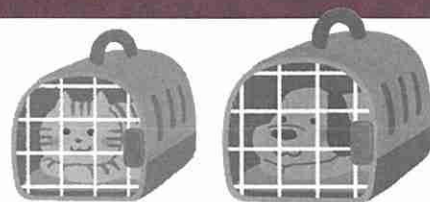
- 「薬」や「療法食」
- フード&水(最低5日分を目安に)と食器
- ケージ、キャリーバック、首輪、リード
- トイレ用品(ペットシート、猫砂等)
- 動物の情報(連絡先や写真、健康記録)

迷子になった時のために

突然の災害ではペットと離れ離れになることもあ
ります。首輪に装着が義務付けられている鑑札・狂
犬病予防注射済票はもちろんですが、迷子札やマイ
クロチップを装着することで飼主の元に戻ってくる
可能性が高くなります。

避難所では原則としてペットと同居できません。

避難所では動物が苦手な人やアレルギーがある人など、様々な人との
共同生活となります。そのためペットは屋外の決まった場所でケージに
入れるなどして飼育することが一般的です。ただし、避難所ごとにペッ
トの受け入れ方法は異なるため、あらかじめ避難所のルールを確認して
おきましょう。



避難所におけるペットの世話は
飼主が責任を持って行いましょう！

どのお店にも、安心して入れる社会への第一歩。

なくそう！望まない受動喫煙。

2018年7月、健康増進法の一部を改正する法律が成立しました。
これにより、飲食店を含む、ほとんどの施設が原則屋内禁煙になります。

チェック

1 多くの施設において、
屋内が原則禁煙となります。



改正法により、多数の利用者がいる施設、旅客運送事業船舶・鉄道、飲食店等の施設において、屋内原則禁煙となります。全面施行となる2020年4月以降にこのことに違反すると、罰則の対象となることもあります。

*所定の要件に適合すれば、各種喫煙室（専用室、可能室、加熱式たばこ専用室、目的室）の設置ができます。

チェック

2 屋内において喫煙が可能となる各種喫煙室があります。

改正法では、施設における事業の内容や経営規模への配慮から、この類型・場所ごとに、喫煙のための各種喫煙室の設置が認められています。各喫煙室においては、それぞれ設置可能となる条件が異なります。



喫煙専用室

- たばこの喫煙が可能
- × 飲食等の提供不可

↓
一般的な事業者が適合



加熱式タバコ専用喫煙室

- △ 加熱式たばこに限定
- 飲食等の提供可能

↓
一般的な事業者が適合（経過措置）



喫煙可能室

- たばこの喫煙が可能
- 飲食等の提供可能

↓
既存特定飲食提供施設に限定（経過措置）

チェック

3 喫煙室がある場合、
必ず標識が掲示されています。

改正法では、喫煙可能な設備を持った施設には必ず、指定された標識の掲示が義務付けられています。こうした標識の掲示された施設には、掲示内容に示された喫煙室が設置されていますので、注意するようにして下さい。



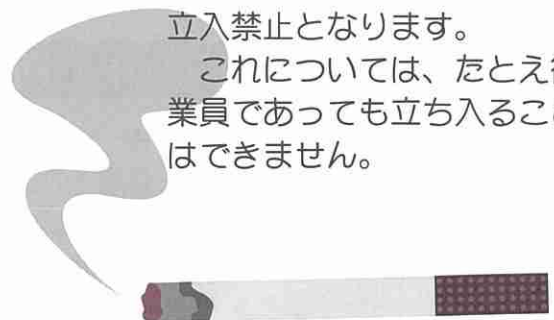
チェック

4 20歳未満の方は、喫煙エリア
への立入が禁止となります。



20歳未満の方については、たとえ喫煙を目的としない場合であっても、一切、喫煙エリア（屋内、屋外を含めた全ての喫煙室、喫煙設備）へは立入禁止となります。

これについては、たとえ従業員であっても立ち入ることはできません。



一般用加工食品を製造、加工、輸入、販売される
食品関連事業者の皆様

栄養成分表示を行っていますか？

平成27年4月1日に食品表示法が施行され、一般用加工食品及び添加物に栄養成分表示が義務付けられました。経過措置期間が令和2年3月31日で終了となります。

令和2年4月1日以降は、原則として全ての一般用加工食品及び添加物に食品表示基準に基づく栄養成分表示を行う必要があります。



食品表示法に基づく食品表示基準では、
**必ず、熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウム(食塩相当量に換算したもの)
5項目を表示します。**

その他、表示方法には決まりがあります。
詳しくは、消費者庁ホームページにて御確認ください。

消費者庁食品表示

検索

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/

問合せ先：地域保健福祉課

長引く咳、たん、微熱に注意！ 結核かもかもしれません!!

1950年代まで、結核は日本人の死亡原因の第1位でした。抗結核薬等の内服で治療できるようになり、過去の病気のイメージが強いですが、放置して重症化すれば死に至ることもあります。日本では現在も年間約17,000人の患者が発生し、1日に約6人が亡くなっており、世界的に見ても日本は決して蔓延率が低いとはいえません。



若い世代も油断は禁物です。
「2週間以上続く咳・微熱・だるさ・体重減少」などの症状がある時は結核の可能性があると考え、医療機関を受診しましょう。

結核を発病する人の多くは、高齢者です。

高齢者が若い頃には、日本で結核が流行していました。結核は、感染してもすぐに発病するとは限りません。若い頃、気付かないうちに感染した方が、年齢とともに免疫力が低下し、発病するケースが増えているようです。



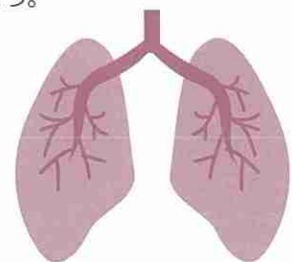
結核の初期症状は、風邪とよく似ています。

咳やたん、微熱、だるさ、体重減少など風邪とよく似た症状が「良くなり悪くなったり」しながら進行します。高齢者の場合、咳やたん等の特徴的な症状がないこともあり、「食欲がない」「元気がない」「やせてきた」等の症状にも注意が必要です。気になる症状がある時には、早めに医療機関(呼吸器科・内科)を受診しましょう。



年に一度は胸部エックス線検査を受けましょう。

早期発見するためには、胸部エックス線検査が有効です。年に1回の健康診断を忘れずに受診するようにしましょう。



問合せ先：健康生活支援課

あなたの周りに、心配な子供はいませんか？

虐待かもと 思ったら

いちはやく

189番へ

通話料
無料

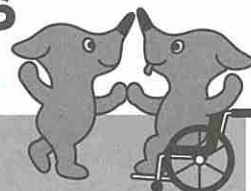
189番にかけると
お近くの児童相談所につ
ながります。



児童虐待の通告は全ての人に課せられた義務です。

問合せ先：地域保健福祉課

しょうがい りゆう さべつ
**障害を理由に差別をされたり、
つらい思いをしたら
相談してください。**



せんもん そうだんいん
専門の相談員が
あなたのご相談に応じます。

千葉県PRマスコットキャラクター
「チーバくん」

いち ほん けん いち そう だん せん ちん けん ね
市原圏域相談専用電話

0436-24-2387

(市原健康福祉センター内)

FAX 0436-22-8068

相談無料
秘密は守ります

しょうがい ある 人も ない 人も 共に 暮らし やすい 千葉県 づくり 条例

問合せ先：地域保健福祉課



**地域で築こう！
薬物乱用を
許さない
社会環境づくり**

千葉県における平成30年の薬物事犯による検挙者数は678件にのぼり、依然として深刻な状況です。

ちょっとした好奇心で薬物に手を出すと、脳や神経が侵され、二度と元の健康な身体を取り戻すことができなくなります。薬物乱用は自分一人の問題ではなく、家族や社会全体に大きな迷惑をかけてしまいます。

県民一人ひとりが、薬物の危険性を正しく理解し、地域が一体となって薬物乱用を絶対に許さない社会環境をつくるのが大切です。

薬物の
相談機関

- 1 県業務課 TEL 043-223-2620
県精神保健福祉センター TEL 043-263-3893
または市原健康福祉センター(保健所) TEL 0436-21-6391

- 2 県警ヤング・テレホン TEL 0120-783-497
3 最寄りの警察署

問合せ先：総務企画課

千葉県市原 健康福祉センター (市原保健所)

令和元年度 相談・検査業務案内

※やむを得ず受付日等を変更する場合がありますので、必ずお電話でご確認をお願いします。

※大腸がん検診等は実施しておりませんのでご注意ください。

内 容	受 付 日	受 付 時 間	備 考
精神保健福祉相談	第2火曜日・第4水曜日 (令和2年4月から第2木曜日・第4水曜日)	14:00~16:00	予約制
配偶者暴力(DV)相談	電話 毎週月~金曜日	9:00~17:00	電話 0436-21-3511
	面接 毎週木曜日	9:00~17:00	面接 予約制
障害のある人への差別に関する相談	毎週月~金曜日	9:00~17:00	電話 0436-24-2387
エイズ抗体検査	第1火曜日	日中13:30~15:00 夜間17:30~18:30	無料 匿名 予約制
梅毒血清検査 クラミジア抗原抗体検査	第1火曜日	日中13:30~15:00 夜間17:30~18:30	無料 匿名 予約制
肝炎検査(B型・C型肝炎)	第1火曜日	日中13:30~15:00 夜間17:30~18:30	無料 匿名 予約制
腸内細菌検査(検便)	第1~4水曜日 (ただし、水曜、木曜、及び金曜が祝日の場合、 検査はあこないません)	9:00~10:30	有料



千葉県市原健康福祉センター(市原保健所)

千葉県市原健康福祉センター (市原保健所)

〒290-0056 市原市五井1309

TEL 0436(21)6391

FAX 0436(22)8068

Eメール

ichiharahc@mz.pref.chiba.lg.jp

ホームページ

<http://www.pref.chiba.lg.jp/kf-ichihara/index.html>